

令和3年(2021年)6月7日
総務委員会資料
総務部総務課

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 事件名

損害賠償請求事件

2 和解当事者

原告 中野区民
被告 中野区

3 訴訟の経過

平成30年(2018年)11月27日 東京地方裁判所に訴えの提起

12月 7日 訴状送達

令和3年(2021年) 3月16日 弁論準備手続期日 訴訟上の和解成立

4 事案の概要

本件は、原告が、区道を原動機付自転車で走行していたところ、路上に放置されていた自動車通行禁止の看板に衝突して転倒し、傷害を負ったことにより治療費等の損害を被ったと主張し、被告に対し1,983,763円の損害賠償金の支払を求め、訴えを提起したものである。

5 請求の趣旨

被告は、原告に対して、金1,983,763円及びこれに対する平成29年8月2日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

6 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件損害賠償金として44万4,194円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、(1)の金員を、令和3年4月30日限り、原告代理人名義の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 被告が(2)の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、(1)の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する令和3年5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるものほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

7 和解の理由

本件については、裁判所から当事者双方に和解勧告があったことから、これに応じ、訴訟上の和解により紛争の早期解決を図ることが適当であると判断した。

【報告案件 2】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和2年（2020年）11月21日

(2) 事故発生場所

東京都中野区鷺宮四丁目34番先路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、廃棄物の排出指導業務のため、事故発生場所の道路を清掃車で東方面に向かって走行し、当該清掃車の右側前方を当該清掃車と同方面に向かって走行していた自転車が当該清掃車に近付いてきたためこれを避けようと当該清掃車を左側に寄せたところ、当該清掃車の左側後方から走行してきた相手方の自転車と当該清掃車の左側側面とが接触し、相手方が転倒した。この事故により、相手方は腰椎捻挫及び頭部打撲の傷害を負い、相手方の自転車は破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害305,449円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和3年（2021年）4月30日

5 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員が当該清掃車を左側に寄せる際に安全確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計269,469円と破損した相手方の自転車の代わりに新たに購入することとなった自転車の購入費用相当額35,980円との合計305,449円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとともに、所属長から清掃車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。

【報告案件 3】

1 和解（示談）の相手方

三菱HCキャピタル株式会社

2 事件の概要

平成29年4月1日付けで締結した子ども総合相談窓口受付用自動番号発券機

の操作器追加分の賃貸借契約について、区の申出により令和3年4月30日付けで解除された。これにより、相手方は当該操作器追加分の賃借料残額相当額の損害を被った。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件契約の解除により、相手方が被った損害54,450円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和3年（2021年）5月12日

5 区の賠償責任

本件は、区の申出により本件契約が解除されたものであり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、子ども総合相談窓口受付用自動番号発券機の操作器追加分の賃借料残額相当額の合計54,450円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

機器の賃貸借において、関連する機器の賃貸借との整合性について十分に留意することとした。